（様式第３号）

赤い羽根共同募金「募金百貨店プロジェクト」への協力に関する覚書

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「甲」という。）と社会福祉法人岐阜県共同募金会大垣市支会（以下「乙」という。）は、大垣市内において、乙が促進する赤い羽根共同募金「募金百貨店プロジェクト」（以下「本件事業」という。）に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目　的）

第１条　甲は、第２条に定める事業による寄付金を、乙が実施する「赤い羽根共同募金」に対して寄付することによって、地域福祉の増進に寄与するものとする。

（事　業）

第２条　甲は、本件事業を実施するにあたり、乙に提出した赤い羽根共同募金「募金百貨店プロジェクト」登録申請書（様式第１号、以下「登録申請書」という。）の記載内容に基づき、本件事業の売上のうち、１件あたり＿＿＿＿＿＿円（＿＿＿＿＿＿％）を乙に寄付するものとする。

（販売促進）

第３条　甲は、共同募金を通じて社会福祉事業に役立てられる商品であることを明記したチラシ等を作成し、商品の販売等を行う。

２　赤い羽根共同募金のデザインを施した販売用チラシ等は、市支会の承認を得てから使用するものとする。

（寄付金の配分）

第４条　乙は、本寄付金について、赤い羽根共同募金として収納し、地域福祉の推進のために配分するものとする。

（報　告）

第５条　甲は、登録申請書の記載内容に基づき、赤い羽根共同募金「募金百貨店プロジェクト」結果報告書（様式第２号）により、実施期間終了月の翌月末までに販売件数及び寄付金額等を乙に報告する。

（寄付金の送金）

第６条　甲は、第２条に規定する寄付金を、前条の報告に基づき、実施期間終了月の翌月末までに乙の指定する次の口座に送金する。

大垣共立銀行　大垣市役所出張所（普通預金）　口座番号　６００２７

口座名義　社会福祉法人岐阜県共同募金会大垣市支会

（領収書の発行）

第７条　乙は、甲からの寄付金を受領した後、速やかに甲に対して領収書を発行する。

（本覚書の有効期間）

第８条　この覚書の有効期間は、覚書の締結日から　令和９年３月３１日までとする。ただし、この期間満了の１ヶ月前までに甲又は乙のいずれかから何らかの意志表示がない場合

は、この覚書の効力はその後１年間更新されるものとし、以後も同様とする。
２　本件事業及び赤い羽根共同募金のイメージを損なう問題等が発生した場合は、前項の期間にかかわらず、甲又は乙はこの覚書を停止または解除することができる。

（反社会的勢力との関係遮断）
第９条　甲は、自らが、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第２条第２号に定める暴力団をはじめとする反社会的勢力（犯罪対策閣僚会議が取りまとめた「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に定める反社会的勢力）との関係を一切遮断することを保証する。
２　乙は、甲が次の各号に該当する場合には、甲に対して催告することなく本覚書を直ちに解除することができる。
（１）反社会的勢力である場合、または反社会的勢力であった場合
（２）反社会的勢力を利用するなど前項に違反した場合
（３）自らの属性にかかわりなく、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第９条各号の定める行為を自らが行い、または第三者を利用して行わせた場合
（４）詐術・暴力的行為・脅迫的発言を自らが行い、または第三者を利用して行わせた場合
（５）業務妨害を自ら行い、または第三者を利用して行わせた場合

（情報の適正管理）
第１０条　甲及び乙は、本覚書の履行を通じて知り得る個人情報を含む全ての情報を秘密とし、国内の法規に従い適切な取扱いを行う。情報の適正管理は、本覚書終了後も継続する。

（有効期間終了後の措置）
第１１条　なお、本覚書の有効期間終了時に履行が完了していない債権・債務がある場合、これに関わる権利の行使または債務の履行が完了する日まで、対象事項に関わる条項は有効に存続するものとする。

（協議）
第１２条　この覚書に記載のない事項及び記載の事項に疑義が生じた場合は、甲及び乙の両者が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。
２　赤い羽根及び赤い羽根ロゴマークは中央共同募金会の商標又は登録商標であり、この覚書に記載のない事項で甲がこの使用を行う場合は、乙の承認を必要とする。
３　赤い羽根共同募金「募金百貨店プロジェクト」ロゴマークの著作権は中央共同募金会にあり、この覚書に記載のない事項で甲が使用する場合は、乙の承認を必要とする。

（覚書の保有）
第１３条　以上を承認した証として、本書面２通を作成し、甲乙記名押印の上、各々１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲

乙　岐阜県大垣市馬場町１２４番地
社会福祉法人岐阜県共同募金会大垣市支会
支会長　堀　和英